

第5号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表消防法(昭和23年法律第186号)関係の手数料の表3の項中「53万円」を「57万円」に、「83万円」を「88万円」に、「101万円」を「107万円」に、「112万円」を「120万円」に、「142万円」を「152万円」に、「166万円」を「178万円」に、「388万円」を「407万円」に、「510万円」を「534万円」に、「629万円」を「649万円」に、「113万円」を「118万円」に、「134万円」を「141万円」に、「150万円」を「158万円」に、「183万円」を「194万円」に、「214万円」を「226万円」に、「435万円」を「455万円」に、「557万円」を「582万円」に、「677万円」を「707万円」に、「575万円」を「593万円」に、「725万円」を「747万円」に、「1,070万円」を「1,090万円」に改め、同表15の項中「41万円」を「42万円」に、「54万円」を「56万円」に、「70万円」を「73万円」に、「92万円」を「96万円」に、「104万円」を「109万円」に、「160万円」を「166万円」に、「182万円」を「190万円」に、「203万円」を「212万円」に、「49万円」を「53万円」に、「63万円」を「68万円」に、「99万円」を「103万円」に、「131万円」を「141万円」に、「172万円」を「178万円」に、「332万円」を「343万円」に、「406万円」を「419万円」に、「465万円」を「480万円」に、「910万円」を「932万円」に、「1,240万円」を「1,260万円」に、「1,700万円」を「1,730万円」に改め、同表17の項中「31万円」を「32万円」に、「43万円」を「46万円」に、「72万円」を「75万円」に、「96万円」を「102万円」に、「121万円」を「130万円」に、「295万円」を「315万円」に、「362万円」を「387万円」に、「417万円」を「446万円」に、「266万円」を「269万円」に、「319万円」を「323万円」に、「479万円」を「483万円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。